平成２９年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市広田４丁目10番２―508号
債務者　松隈勇一郎
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
愛知県豊橋市舟原町217番地２（２―205）
債務者　ＲＩＶＥＲこと　末永　大介
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７６号
愛知県豊橋市雞田町116番地（206）
債務者　長神　加奈（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９０号
愛知県豊橋市神野新田町字ルノ割31番地（Ａ―206）
債務者　山村　孝博
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２４８号
横浜市緑区西八朔町61番地　オークビューＡ棟102号室
債務者　小笠原浩二
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６６号
横浜市南区日枝町２丁目48番地　宮川ビル305
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６７号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目15番63―106号
債務者　宇都宮一也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６８号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番15―106号
債務者　池田　和夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７１号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅１―303号
債務者　水島富士子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７５号
横浜市泉区西が岡２丁目５番地10　西が岡ハウスＡ102号
債務者　杉本　由美（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2868番地３
債務者　其田　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６２号
横浜市戸塚区下倉田町190番地５
債務者　長友　　綾
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６９号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目１番15号　たんぽぽ綾瀬館３
債務者　齋藤はしめ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０４号
静岡県浜松市中区住吉２丁目26番２―406号　市営住吉二丁目団地２号棟
債務者　岩田おりえ
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１７３号
神奈川県藤沢市白旗２丁目４番６号　クローネ大清水201号
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部